情公第１５５１号

平成２９年１１月１７日

大阪府個人情報保護審議会

会長　野田　崇　様

大阪府知事　松井　一郎

個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

　大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）第７条第５項及び第８条第４項の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

１　センシティブ情報の収集禁止原則の例外事項（条例第７条第５項）

２　オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準（条例第８条第４項）

１　概要

センシティブ情報の収集禁止原則の例外事項及びオンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準の見直し

２　諮問理由

センシティブ情報の収集禁止原則の例外事項及びオンライン結合を用いた個人情報の提供の基準については、平成８年９月１７日付け答申第１号及び平成17年９月９日付け答申第84号を受けて、運用しているところである。

この度、平成29年２月９日付け答申第298号を受けて、センシティブ情報について要配慮個人情報として定義の明確化を図り、また、オンライン結合を用いた個人情報の提供について法令の規定に基づき提供する場合等には個人情報保護審議会の意見聴取の対象外とする条例改正（平成29年12月１日施行）を行ったところであるが、これに伴い、センシティブ情報の収集禁止の原則の例外事項及びオンライン結合を用いた個人情報の提供の基準について、見直しを行うものである。

３　見直しの内容

（１）センシティブ情報の収集禁止の原則の例外事項（別紙の１）

センシティブ情報としていた情報の名称について、改正条例における要配慮個人情報の定義に合わせ、整理するもの。

（２）オンライン結合を用いた個人情報の提供の基準（別紙の２）

オンライン結合を用いた個人情報の提供については、その基準の一つに、本人の同意を得ることとされているが、答申第298号やこれまでの運用を踏まえ、本人の同意を得ることが困難な場合の基準について定める。

具体的には、本人の同意を得ることが特に困難な場合にあっては、オンライン提供される本人に対し、オンライン提供の目的、個人情報の内容、利用等について、あらゆる機会を通じて十分に周知するよう努めるほか、本人がオンライン提供を希望しないときには、申出により当該者に関する情報のオンライン提供を中止するなど、本人の意思を尊重する措置を講ずることとする。

４　実施期日

　　改正条例の施行日（平成29年12月１日）とする。